

委託業務（建設コンサルタント業務を除く。）に係る入札・契約制度の見直しについて

1 目的

業務の確実な履行、業務従事者の適切な労働条件等の確保及び地域の関係業界の健全な発展を図るため、行き過ぎた価格競争に歯止めをかけ、適正価格での競争を促進するよう、現行の入札・契約制度の見直しを行います。

2 見直しの内容

委託業務（建設コンサルタント業務を除く。）に係る入札・契約制度について、次のとおり見直しを行います。

(1) 最低制限価格等の公表時期

① 最低制限価格及び調査基準価格を設定している業務の場合

最低制限価格の「事前公表」により、最低制限価格へ入札が誘導されるとともに、くじ引きによる落札が頻発するなど、事業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうる状況にあります。

このため、最低制限価格を「事前公表」から「事後公表」に見直します。

また、調査基準価格についても、「事前公表」により調査基準価格と同額の入札が少なからず行われているため、同趣旨により「事後公表」に見直します。

予定価格については、これを事前公表した場合、最低制限価格及び調査基準価格が類推されてしまうため、同じく「事後公表」に見直します。

※ 最低制限価格を設定している業務

年間を通じて行う業務のうち、建築物清掃業務、常駐警備業務、冷暖房設備等の運転管理業務（常駐）

※ 調査基準価格を設定している業務

年間を通じて行う業務のうち、最低制限価格を設定している業務以外の業務

② その他の業務の場合

予定価格については、特に問題が生じていないため、引き続き「事前公表」とします。

(2) 事後公表化に伴う不正行為の防止対策

最低制限価格等の事後公表化に伴い、入札等の公正を害そうとする不正な行為を防止するため、建設工事等と同様に、最低制限価格及び調査基準価格の算定に偶発値（最低制限価格及び調査基準価格としての意義を損ねない範囲内で応札後にシステム上偶然的に発生させる値）を導入するとともに、事業者が最低制限価格等の秘密情報を利用する意思を持って職員から入手しようするなど、不正な行為を行った者に対する制裁措置の強化を行います。また、最低制限価格等を漏えいした職員についても、懲戒処分の対象となります。

なお、偶発値は、事後においても公表しません。

【最低制限価格の算定方法】

〔現行〕 予定価格×2/3

〔見直し後〕 予定価格×2/3 ÷ 1.05 × 偶発値 × 1.05

【調査基準価格の算定方法】

〔現行〕 予定価格×(2/3～85/100)

〔見直し後〕 予定価格×(2/3～85/100) ÷ 1.05 × 偶発値 × 1.05

(3) 最低制限価格制度の対象の対象業務の拡大

土地家屋調査士が行う「用地測量業務」については、地域の関係業界の健全な発展を妨げるおそれがあるほど平均落札率が継続的に著しく低下しているため、新たに最低制限価格制度を導入します。

（注）「用地測量業務」の最低制限価格及び予定価格も「事後公表」となります。

(4) その他

① 入札回数について

電子入札の場合、予定価格等を事後公表する案件の入札については、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合（最低制限価格を設定した案件にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がない場合）は、1回に限り、再度の入札を行いません。再度の入札を希望しない場合は辞退することができます。

なお、初度の入札において最低制限価格に満たない価格をもって入札をした入札参加者は、再度の入札に参加できません。

（注） 予定価格を事前公表する案件の入札回数は、1回のみです。

② 低入札価格報告書の提出期限等の変更

調査基準価格を下回る価格で入札する場合は、入札書を提出する際に合わせて低入札価格報告書を提出するよう求めてきましたが、調査基準価格の事後公表化に伴い、低入札価格報告書の提出期限は、原則、開札日（落札候補者決定の日）の翌日から2日（閉庁日を除く）後の日の午後5時まで（ただし、WTO案件は開札日（落札者となるべき者の決定の日）の翌日から3日（閉庁日を除く）後以降で定める日の午後5時まで）とするとともに、低入札価格報告書の提出を求めるのは落札候補者のみとするよう、取扱いを変更します。

書類名	現 行		見直し後	
	提出期限	提出義務者	提出期限	提出義務者
低入札価格報告書	入札書提出の際	低入札価格者 全員	原則、開札日（落札候補者決定の日）の翌日から2日（閉庁日を除く）後の日の午後5時まで（ただし、WTO案件については、開札日（落札者となるべき者の決定の日）の翌日から3日（閉庁日を除く）後以降で定める日の午後5時まで）	落札候補者（又は落札者となるべき者） <u>〔低入札価格者に限る〕</u>

③ 最低制限価格制度適用案件における業務従事者の賃金確認等の取り止め

最低制限価格と同額で契約を締結した案件については、契約締結時と業務完了後に、業務従事者への支払賃金等を、関係書類（契約締結時報告書及び業務完了後報告書等）を提出させることにより確認していましたが、最低制限価格の事後公表等に伴い、業務従事者への支払賃金関係書類等の提出及び確認を取り止めます。

※ ただし、平成24年度分の入札において、最低制限価格と同額で落札決定し契約を締結した案件については、当該業務の履行が完了するまで引き続き、毎年度の業務完了後、業務従事者への支払賃金関係書類等（業務完了後報告書等）を提出していただき確認します。

3 実施時期

上記の見直しについては、業務の履行期間の始期が平成25年4月1日以後の競争入札（平成25年度分の入札）から適用します。

注 意

環境局が発注する家庭ごみ収集運搬等業務、焼却灰等・集塵灰・破砕物等搬出業務における入札・契約制度の見直しについては、業務第一課又は各清掃工場にお問い合わせください。